

## 第 5 期ナショナルバイオリソースプロジェクト公募要領 Q & A

### I はじめに

#### 【1 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて】

**Q1-1** 第 4 期ナショナルバイオリソースプロジェクト（「第 4 期 NBRP」）からの変更点を教えてください。

**A** 第 5 期ナショナルバイオリソースプロジェクト（「第 5 期 NBRP」）については、科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会 基礎・横断研究戦略作業部会の報告書「今後のライフサイエンス研究支援基盤の在り方について（令和 3 年 6 月）※1」（以下、作業部会報告書という。）において第 5 期 NBRP の事業の方向性を記載しています。

事業の方向性を踏まえた主な変更点は以下のとおりです。

- ゲノム編集等の技術革新及び研究開発の急速な進展や社会ニーズの変化を踏まえリソースの分類について、第 4 期 NBRP の「維持の必要なバイオリソース」を「発展が見込まれるバイオリソース」に変更。
- 現在の超高齢化社会において老化研究はより重要であり研究者数も増加傾向であることを踏まえ老化研究にとって重要な加齢リソースを公募に追加。
- 高品質で付加価値の高いバイオリソースを安定的に維持し提供を可能とするようバイオリソースの保存技術の開発やゲノム解析等の情報整備を中核拠点において一体的に推進するよう中核拠点の機能見直し。

※ 1 [https://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n2280\\_02.pdf](https://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n2280_02.pdf)

#### 【2 事業の方向性】

**Q2-1** バイオリソースの分類に変更がありましたか、文部科学省からの補助金による支援内容にも変更はありますか。

**A** 第 4 期の「維持の必要なバイオリソース（分類 2）」を第 5 期は「発展が見込まれるバイオリソース（分類 2）」に変更しますが、文部科学省からの補助金による支援内容に変更はありません。ただし、発展的なバイオリソースについては、今後基幹的なバイオリソースになる可能性も考慮しつつ、より積極的な活用を目指すという観点から審査を行います。

**Q2-2** 加齢リソースに応募が可能なバイオリソースは、動物種に限定されるのでしょうか。

**A** 特に限定はしていませんが、利用者ニーズや利用者の規模等を踏まえて、加齢リソースとして別途中核拠点を整備する必要がある場合に、応募して頂けます。なお、加齢リソースを選択しない場合でも、利用者ニーズを踏まえて加齢リソースも含めてバイオリソースを整備する計画を立てていただいても差し支えありません。

**Q2-3** 中核拠点の機能としてゲノム等解析と基盤技術開発を一体的に実施するとありますので、中核的拠点整備プログラムの提案の中に、これらに必要な経費を計上しても良いでしょうか。

**A** 今回の中核的拠点整備プログラムの公募においては、ゲノム等解析や基盤技術開発の経費を計上することはできません。基礎・横断研究戦略作業部会報告書の「中核拠点と一体的に」という指摘を踏まえて、第5期は中核拠点の基盤技術開発等のコミットを強化するために、一般に公募するのではなく、採択決定後に採択拠点を対象に募集を実施することとしました（Q4-1、Q9-2 参照）。従って、採択後の募集に向けて今後必要なゲノム等解析や基盤技術開発の計画の準備をお願いします。なお、ゲノム等解析と基盤技術開発の実施にあたり第三者機関等の協力が必要な場合には、中核拠点採択後の募集時に分担機関として加えていただくことが可能です。

**Q2-4** 自動化・遠隔化の取組は、第4期の令和2年度に補正予算で支援を受けたことを記述しても問題ありませんか。

**A** 問題ありません。自動化・遠隔化の体制整備として位置付けられていることを応募書類の中で積極的にご説明ください。

### 【3実施方法等】

**Q3-1** バイオリソースの分類に応じて制度上の取扱いに異なる点はありますか。

**A** 基幹的なバイオリソース（分類1）については、安定的な拠点活動を支援する観点から、中間評価・事後評価において特に優れた評価を受けた場合には、第6期の事業継続が決定し次第、当該リソースについては公募を経ずに、速やかに第6期の採択候補とする取扱いを予定しています。具体的な内容については検討中です。

**Q3-2** 課題管理協力者の定義がこれまでと変更され、新たに課題管理参加者が設けられているが、両者の違いを詳しく教えてください。

**A** 本事業の補助金交付要綱、取扱要領を踏まえ、両者の定義を明確化しました。課題管理参加者は、課題管理者や分担課題管理者と同一機関に所属し、事業に参画していただく研究者、事務職員、事務補佐員等を指します。課題管理協力者は、課題管理者や分担課題管理者と同一機関に所属せずに、事業に参画していただく方を指し、運営委員などを想定しています。なお、同一機関は法人単位を指していますので、学部、研究科、附置研究所などの所属が異なっても同一法人であれば、同一機関となります。

**Q3-3** 補助金の交付を伴わない場合は「協力機関」となっているが、協力機関に対して代表機関から事業費を措置することは可能ですか。

**A** 事業実施に伴い補助金の交付が必要である場合には、分担機関としてください。

## II 公募内容について

### 【4 対象となる公募課題】

**Q4-1** ゲノム等解析と基盤技術開発を中核拠点と一体的に実施とあるが、中核拠点の予算の中でゲノム等解析と基盤技術開発を実施することはできますか。

**A** 中核拠点の補助金の対象は、第4期と同様にバイオリソースの収集、保存及び提供に係る経費です。次項にあげる場合以外は原則としてゲノム等解析及び基盤技術開発に要する予算は、別途、中核拠点からの提案を評価し、追加交付として配分します。

**Q4-2** 品質管理の高度化に言及していますが、品質管理の高度化にはゲノム等解析が必須であるため、中核拠点の補助金の対象としてゲノム等解析費用は認められますか。

**A** 中核拠点整備プログラムは研究基盤の整備事業であることから研究開発と明確に区別する必要があります。その観点から、ゲノム等解析及び基盤技術開発は研究開発の面が強いために、中核拠点整備プログラムの補助金の対象とはしていません。なお、品質管理の一環として、研究開発と区別して実施することが明確である場合にはこの限りではありません。

**Q4-3** 運営委員会は採択されてから設置しても問題ありませんか。委員候補者から事前に内諾を得る必要がありますか。

**A** 委員候補者として記載されても差し支えありませんが、事前に内諾を得るようお願いします。運営委員会は実施体制の適切性として評価の対象となるため、バイオリソースの利活用を促進し発展させるための体制の一部として、記述をお願いします。運営委員会には、サービスの改善や質の向上のため、第三者の視点も取り入れるように、当該リソースとは異なる分野の専門家など、ユーザー以外の外部有識者も委員に含めることとしています。

**Q4-4** 採択予定件数は、25課題程度となっています。また、作業部会報告書においてバイオリソースの見直しを適宜行うように記述されています。第4期中核拠点から見直しの結果、第5期は不採択となるバイオリソースが予定されているという意味ですか。

**A** 第5期NBRPは令和4年度予算の規模に応じて実施することとなるため、採択予定件数は公募時点における目安であり、審査委員会の評価によって採否を決定します。バイオリソースの見直しについては、今後のライフサイエンスの動向を踏まえ、利用実績及び将来の利用見込み等を考慮し事業計画を評価することとなります。

**Q4-5** 第4期に採択されている中核拠点が応募する場合の、応募金額の基準について教えてください。

**A** 第4期NBRPに採択された機関が応募する場合は、令和3年度当初交付決定額をベースとして、これまでに整備した中核拠点の機能（特に昨年度整備された自動化・遠隔化の機能など）を活用して事業経費の効率化を図る事業計画としてください。

**Q4-6** 中核的拠点整備プログラムの留意点やQ4-5に、「第4期中核拠点が応募する場合は、これまでに整備した拠点の機能を活用して事業経費の効率化を図る事業計画としてください」とあります。ここで求められている「効率化」は、令和3年度当初交付決定額よりも応募金額を減額しなければならないという趣旨ですか。

**A** 効率化によって経費が削減できれば応募金額の削減になります。あるいはその分でこれまでできなかった計画を行う必要がある場合や第5期NBRPにおいて新たな試みを計画されている場合には、ニーズの説明と経費の効率化を図ったうえで必要額を応募金額として計上してください。

**Q4-7** 新規バイオリソースの中核拠点として応募を検討しています。バイオリソースの利用に関して潜在的なニーズはあると考えていますが、研究コミュニティによる利用実績が応募時点で明確でない場合でも応募は可能ですか。

**A** 研究コミュニティによる利用実績が明確でない場合でも応募は可能ですが、新規バイオリソース利用者のクリティカルマスが存在することや、利用者ニーズ等を具体的に数値で示すことが、本事業の審査において重要な観点となります。

## 【5スケジュール】

**Q5-1** ヒアリングはオンライン、対面のいずれで実施されますか。

**A** オンラインの形式で実施予定です。

**Q5-2** 採択、不採択の結果はいつまでに通知されますか。

**A** 採択、不採択の結果は、2月下旬に応募者にメールにて通知する予定です。また、採択された中核拠点については、令和4年4月以降に文部科学省のホームページにおいて、採択リソース名、機関名、課題管理者名等を公表する予定です。

**Q5-3** ヒアリング審査は、課題管理者の出席は必須ですか。出席ができない場合はヒアリング審査実施日時の変更は可能ですか。また、ヒアリング審査の出席人数に制限はありますか。

**A** 実施日時の変更はできません。原則、課題管理者から説明いただきますが、やむを得ず出席不可能な場合は事業計画について説明や質問の回答ができる研究者から説明いただきます。いずれの場合も研究者調書に記載されている3名以内の出席をお願いします。なお、分担機関を設けている場合は、分担機関に関する質疑応答に対応できる研究者調書に記載されている分担機関課題管理者等の出席をお願いします。なお、別途、課題評価委員会から指示のある場合はこの限りではありません。

## 【6 提案書類の作成及び提出方法】

**Q6-1** 応募様式の記載でページを跨いでも差し支えありませんか。

**A** 応募様式上で指定があるものを除き、必要に応じて十分な記載をしてください。なお、記載欄の青文字部分は削除してください。

**Q6-2** 研究者調書に記載する「雇用の財源」はどのように記載をすればよいですか。

**A** 例えば、NBRP 等の補助金等外部資金又は運営費交付金など資金の名称等を記載してください。なお、エフォート率を管理して複数財源を人件費に充てている場合は「NBRP 補助金とその他の競争的資金」等と記載してください。

**Q6-3** 承諾書において、分担機関の申請課題名は、中核拠点としての申請課題の後に括弧書きで記載すればよいですか。

**A** そのとおりです。

**Q6-4** 様式 4 の代表機関・分担機関毎の研究者調書を作成するにあたり、参画が決定していない者はどのように記載すればよろしいでしょうか。

**A** 参画が未確定の課題管理参加者や課題管理協力者については、a) の一覧表に参加形態や業務内容を明示した上で匿名にて記載していただければ結構です。b) 研究者調書の記入は不要です。

### 【7 本事業の応募資格者】

**Q7-1** 企業でも応募が可能ですか。

**A** 法人格を有する国内の民間企業であれば可能です。公募要領の 17 ページをご参照ください。

**Q7-2** 任期付雇用の研究者でも課題管理者となれる記載がありますが、任期の期間等に条件はありますか。

**A** 課題管理者は国内の研究機関等に所属し、応募に係る課題について、実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う能力を有する研究者等であることが条件です。そのため、任期付き雇用であっても課題管理者としての責任を果たせる者であれば、任期の期間等に条件はありません。

## Ⅲ 審査について

### 【8 審査方法】

**Q8-1** 審査委員は、どのような専門分野の方で構成されていますか。

**A** 動物、植物、微生物、細胞、情報等、様々な研究分野の委員で構成しています。なお、バイオリソースの対象分野は非常に広いので、応募書類は分かりやすい記載を心がけてください。

### 【9 審査項目と観点】

**Q9-1** バイオリソースの提供手数料は、どのように設定すればよいですか。

**A** 提供手数料の設定は、提供に関わる経費（発送やリソースの補充に関わる経費など）について受益者負担を原則として、事業を安定的に運営するための適切な金額設定をお願いします。その際、民間企業へ提供する場合は、本事業が大学等の研究機関におけるライフサイエンスの推進を目的としていることを踏まえ、提供手数料に差を設けるなどの検討をお願いします。なお、加齢リソースについては、飼育・育成期間が他のバイオリソースよりも長期間となることから、提供手数料に飼育・育成期間に係る費用を相当額計上することが望ましいです。

**Q9-2** 中核拠点を対象とするゲノム等解析と基盤技術開発の選定はいつ頃行われますか。

**A** 中核的拠点整備プログラムの選定結果は2月下旬に通知することを予定していますので、その後の中核拠点として採択された機関を対象に募集を行い、課題評価委員会の審査を経て、6月頃に追加交付決定を行う予定です。

**Q9-3** 加齢リソースについて、加齢リソースに特有の審査の観点がありますか。

**A** 加齢リソースについても、審査の観点は他のバイオリソースと変わりません。特に、利用者ニーズや利用実績等について、新規バイオリソース利用者のクリティカルマスが存在することや、利用者ニーズ等を具体的に数値で示すことが、本事業の審査において重要な観点となります。

**Q9-4** 分類2のバイオリソースは、将来的には分類1を目指す必要がありますか。

**A** 公募要領において分類2のバイオリソースは、分類1に発展する可能性を有することを言及しており、必ずしも分類1を目指すことを求めるものではありませんが、今後の発展に向けて、利用者ニーズを反映させた、区分に応じた当該バイオリソースにとって適切な目標を設定してください。

**Q9-5** 分類1と分類2では評価基準が異なりますか。

**A** 応募の際に選択された分類に応じて、当該バイオリソースにおける実績、目標、計画等が分類に応じて適切であるかについて審査を実施します。分類に応じた明確な数値的基準の設定はありませんが、選択した分類について目標が適切でない等と評価された場合は不採択となるか、又は分類、目標や実施計画の修正を求める場合があります。なお、中間評価や事後評価の際に、分類に応じて設定した達成目標について、達成度の評価を実施します。

**Q9-6** 実施機関（大学等）のNBRPへの組織的な支援・関与は、評価の対象となりますか。

**A** 中核拠点としてバイオリソースの収集・保存・提供を安定的に継続していくためには、実施機関においても人材の確保や知的財産管理等、大学・研究機関等の組織的な関与が必要であり評価対象となります。

#### **IV 補助事業の交付申請**

**【10 交付の申請手続きについて】**

**Q 10-1** 一つの大学が複数のバイオリソースの中核拠点として採択された場合、交付決定はどのようにされますか。

**A** 交付決定はそれぞれのバイオリソース中核拠点ごとに個別に行います。

**【11 補助対象経費の額の確定等について】**

**Q 11-1** 管理経費の使途に制限はありますか。計上しないことも可能ですか。

**A** 管理経費は、NBRP に関する一般管理業務に必要な経費として使用することが可能です。補助金交付額の 10% を上限に使用が可能です。また、使用しないことも可能です。なお、管理経費は、他の補助金の費目と同様に額の確定調査の対象であるため帳簿や証憑類の整理が必要です。

**Q 11-2** 公募説明会やヒアリング審査等、第 5 期の公募のために経費負担が発生した場合に、令和 3 年度に措置された第 4 期の補助金を使用することは可能ですか。

**A** 第 4 期に必要な経費として認められないため、第 4 期の補助金対象経費とすることはできません。